

事 務 連 絡
令和3年4月19日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校担当部局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当部局
各国立大学法人附属学校担当部局
各公立大学法人附属学校担当部局
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

令和3年度全国学力・学習状況調査「調査終了報告書」の提出について（依頼）

令和3年5月27日（木）の全国学力・学習状況調査の実施にあたり，調査マニュアルに示すとおり，公立学校には設置管理者である教育委員会及び公立大学法人附属学校担当部局から，私立学校等には都道府県私立学校担当部局等から，国立学校には国立大学法人附属学校担当部局から，調査実施状況の確認のための「調査終了報告書」の提出について依頼いただくこととしております。

（「令和3年度全国学力・学習状況調査【小学校】調査マニュアル」 P34参照）

（「令和3年度全国学力・学習状況調査【中学校】調査マニュアル」 P35参照）

については，都道府県教育委員会におかれては，域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に係る所管の学校に対して，指定都市教育委員会におかれては，調査に係る所管の学校に対して，都道府県私立学校担当部局におかれては，調査に係る域内の私立学校に対して，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては，調査に係る株式会社立学校に対して，国公立大学法人附属学校担当部局及び公立大学法人附属学校担当部局におかれては，調査に係る附属学校に対して，調査終了報告書の提出について御依頼いただき，**「(別紙) 調査終了報告書」ファイルに取りまとめの上，調査実施当日の令和3年5月27日(木)17時まで**に総合教育政策局調査企画課学力調査室宛てに電子メールにて提出をお願いします。

<問合せ先>

文部科学省 総合教育政策局調査企画課学力調査室 学力調査企画係

電話番号：03-6734-3726（直通）

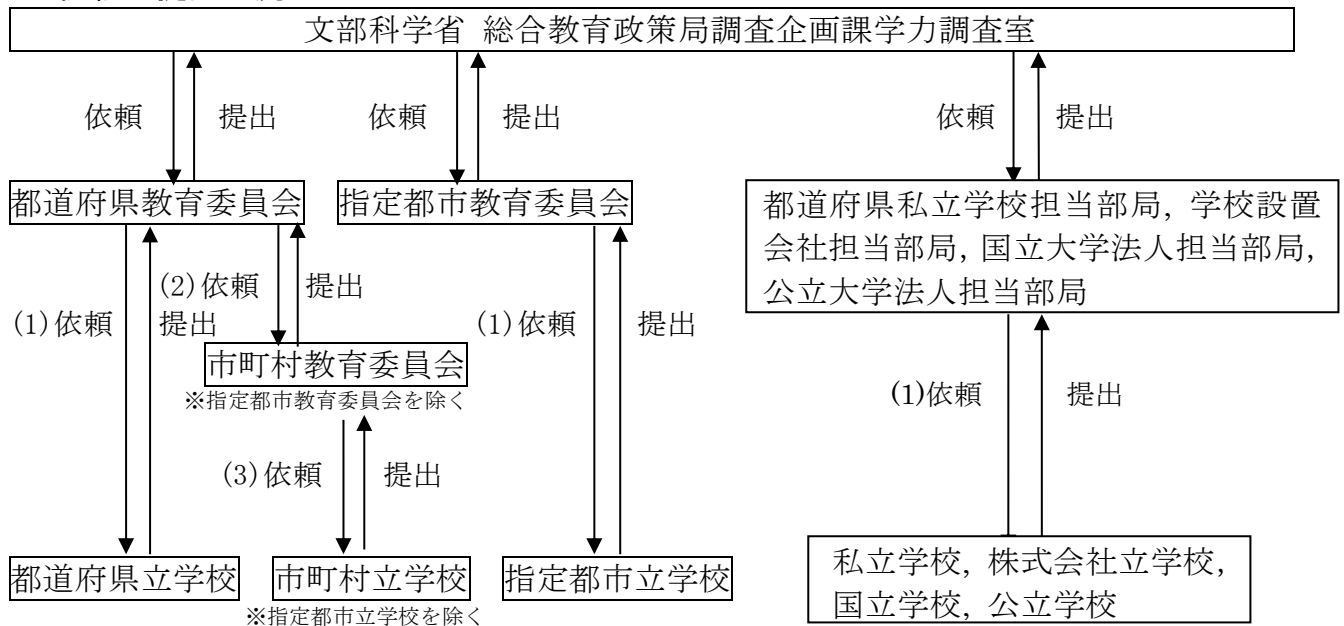
E-mail：gakucho@mext.go.jp

※不明な点がある場合は，できる限り5月中旬までにお問い合わせください。

※本報告書の依頼と合わせて，調査マニュアルの内容の徹底をお願いします。

「調査終了報告書」の提出方法について

1 依頼・提出の流れ



2 提出依頼について

- (1) 都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，都道府県私立学校担当部局，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局，国立大学法人附属学校担当部局，公立大学法人附属学校担当部局におかれては，調査に関する所管等の学校に対して提出依頼をしてください。様式，依頼方法，提出方法は問いません。
- (2) 都道府県教育委員会におかれては，調査に関する域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対して提出依頼をしてください。様式，依頼方法，提出方法は問いません。
- (3) 市町村教育委員会におかれては，調査に関する所管の学校に対して提出依頼をしてください。様式，依頼方法，提出方法は問いません。
※ 市町村教育委員会送付用，学校送付用の参考様式を添付していますので，適宜御活用ください。

3 文部科学省への提出期限

令和3年5月27日（木）17時（厳守）

※調査当日の実施状況は，文部科学省記者会に報告いたします。

4 提出方法・提出先

調査に関する所管等の学校について取りまとめた「別紙：調査終了報告書」を，総合教育政策局調査企画課学力調査室宛てに電子メールにて提出してください。

《メール件名》

- 1_都道府県（〇〇県）_調査終了報告書
- 2_指定都市（〇〇市）_調査終了報告書
- 3_私立_都道府県（〇〇県）_調査終了報告書
- 4_国立大学（〇〇大学）_調査終了報告書
- 5_株立（〇〇学校）_調査終了報告書
- 6_公立大学（〇〇大学）_調査終了報告書

【提出先 E-mail アドレス】 : gakucho@mext. go. jp